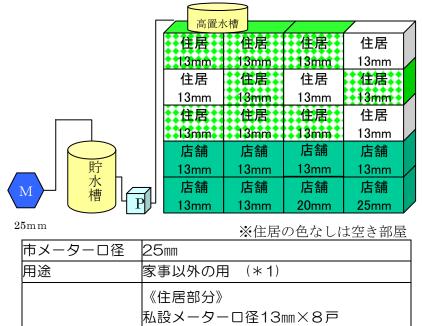
一括検針共同住宅の水道料金計算例3:住居及び店舗等が混在するビルの場合



用途	家事以外の用 (*1)
 算定□径•戸数	《住居部分》 私設メーターロ径13mm×8戸 《店舗部分》 私設メーターロ径25mm×1事業場(*3) (*2) (1戸)
使用水量 (市メーターで計量)	400 m³

- *1 口径25mm以下の市メーターから住宅と店舗など2つの用途に給水している場合,2か月の全体の使用水量が60ml以下は家事用,61mlを超える場合は家事以外の用となります。このビルの使用水量は400mlですので用途は家事以外の用となります。(市メーター口径が40mm以上の場合は,使用水量に関係なく家事以外の用となります。)
- *2 店舗部分の算定口径はそれぞれの店舗のメーター口径又は給水管の口径のうち最も大きい口径となります。
- *3 店舗・事業所等,家事以外の用に使用する場合は、複数あっても1事業場 (1戸)として算定します。
- 1 基本料金(税抜き)を計算します。

水道料金	下水道使用料
《住居部分》	1,520円×9戸= 13,680円
1,700円×8戸= <u>13,600円</u>	
《店舗部分》	
6,220円×1戸= 6,220円	

2 従量料金(税抜き)を計算します。

使用水量(400㎡)を「各戸均等に使用した水量」(44㎡×9戸)と「余りの水量」 (4㎡)に仕分けし,それぞれの料金を算出します。

「各戸均等に使用した水量」の1戸当たりの料金を計算(①) した後、戸数を乗じて算出(②) します。

次に、整数で割り切れない「余りの水量」の料金を算出(③)します。

① 1戸当たりの使用水量及び従量料金

水道料金	下水道使用料
○使用水量	〇汚水排出量
400㎡÷9戸=44.44··· (44㎡)	400㎡÷9戸=44.44··· (44㎡)
〇従量料金	○従量料金
第1段:20㎡までの分	• 20㎡までの分
17円×20㎡=340円	13円×20㎡=260円
・第1段:21~60㎡までの分	• 21~40㎡までの分
243円×24㎡=5,832円	152円×20㎡=3,040円
計 <u>6,172円</u>	• 41~60㎡までの分
	188円×4㎡=752円
	計 4,052円

② 戸数分の従量料金

水道料金	下水道使用料
6,172円×9戸= <u>55,548円</u>	4,052円×9戸= 36,468円

③ 整数で割り切れない分の使用水量及び従量料金

水道料金	下水道使用料
○使用水量	〇汚水排出量
$400 \text{ m} - (44 \text{ m} \times 9 \overline{P}) = 4 \text{ m}$	400㎡-(44㎡×9戸)乍4㎡)
第1段の21~60㎡までの分に入り	41~60㎡までの分に入ります。
ます。	「41㎡×9戸<400㎡<60㎡×9戸)
(21㎡×9戸<400㎡<60㎡×9戸)	(369m²) (540m²)
$\left[\begin{array}{cc} (189\text{m}^3) & (540\text{m}^3) \end{array}\right]$	〇従量料金
〇従量料金	188円×4㎡= <u>752円</u>
243円×4㎡= <u>972円</u>	

3 税込みの料金を計算します。

税抜きの基本料金と従量料金の合計額に1.10を乗じ、小数点以下は切り捨てます。

水道料金	下水道使用料
基本料金 従量料金 {(13,600円+6,220円)+(55,548円 +972円)}×1.10=83,974円	基本使用料 従量料金 {13,680円+(36,468円+752円)}× 1.10= <u>55,990円</u>

4 水道料金と下水道使用料の合計額を計算します。 83,974円 + 55,990円 = <u>139,964円</u>